

国民健康保険の 保険証が 新しくなります

4月1日から、「国民健康保険被保険者証」が桃色(現在はうすい紫色)に、「退職被保険者証」がうすい緑色(現在は桃色)に変わります。

新しい保険証は3月下旬に、国保に加入している世帯にお送りします。新しい保険証が届いたら、現在お使いの保険証のカバーを差し替えてご利用ください。

また、現在お使いの保険証は廃棄してください。

なお、カバーの必要なかたには市役所市民課、国民健康保険課、土崎支所、新屋支所、市民サービスセンター、各地域センターの窓口でさしあげます。

新しい保険証は3月から使用できます。入院中、通院中のかたは、医療機関の窓口で新しい保険証を提示してください。

国民健康保険税の滞納が続いている世帯には、通常よりも有効期限の短い(6か月間)保険証をお送りすることもあります。納付相談は、国民健康保険課で随時受け付けています。

④ 保険証、⑤ 保険証の必要なかたへ

④ 保険証(長いあいだ住所地を離れるかた、施設に入所しているかた)と⑤ 保険証(修学のため他の市区町村に住所のあるかた)は、有効期限が切れますので、更新の手続きが必要になります。新しい保険証が必要なかたは市役所市民課、国民健康保険課、土崎支所、新屋支所で手続きをしてください。

④ 保険証、⑤ 保険証の手続きに必要なもの

新しい保険証 現在ご使用の④ 保険証、⑤ 保険証

④ 保険証の必要なかたで、施設入所の場合は「在園証明書」または「入所証明書」。⑤ 保険証の必要なかたは「在学証明書」

代理人(家族以外のかた)の申請の場合は印鑑が必要です。

老人医療受給者証、福祉医療費受給者証はそのまま

「老人保健法医療受給者証(白い四つ折り)」と「福祉医療費受給者証(白・ピンク・クリーム色)」をお持ちのかたは、保険証が新しくなっても、受給者証の変更はありませんので、そのままお使いください。

問い合わせ

国民健康保険証については国民健康保険課

☎(866)2099

保険税の納付相談については国民健康保険課

☎(866)2189

老人保健法医療受給者証、福祉医療費受給者証については社会福祉課

☎(866)2093

4月から 老齢基礎年金の 繰り上げ・繰り下げ 支給割合が変わります

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が25年以上ある人が受けられる年金です。

老齢基礎年金を受けられるのは、65歳からですが、希望により60歳から繰り上げて年金を請求することができ、この場合は年金額は減額されます。また、66歳以降に繰り下げて請求することもでき、この場合は年金額は増額されます。

繰り上げ、繰り下げで受給する場合の支給割合が4月から変わりますのでお知らせします。

改正内容

対象者 昭和16年4月2日以降に生まれたかた(昭和16年4月1日以前に生まれたかたは現行どおりです)

減額、増額の計算が現在の年単位から月単位に変更となり、割合も変わります

65歳前 = (0.5% × 繰り上げた月数)を減額

66歳以降 = (0.7% × 繰り下げた月数)を増額

年齢と支給割合

	請求時の年齢	改正後の支給割合	現行
繰り上げ支給	60歳0か月～11か月	70.0%～75.5%	58.0%
	61歳0か月～11か月	76.0%～81.5%	65.0%
	62歳0か月～11か月	82.0%～87.5%	72.0%
	63歳0か月～11か月	88.0%～93.5%	80.0%
	64歳0か月～11か月	94.0%～99.5%	89.0%
	65歳0か月～11か月	100.0%	100.0%
繰り下げ支給	66歳0か月～11か月	108.4%～116.1%	112.0%
	67歳0か月～11か月	116.8%～124.5%	126.0%
	68歳0か月～11か月	125.2%～132.9%	143.0%
	69歳0か月～11か月	133.6%～141.3%	164.0%
	70歳	142.0%	188.0%

繰り上げ請求した場合は、障害基礎年金を受けられないなどの制限があります。また、支給割合は一度決定すると生涯変わりませんので、ご注意ください。

問い合わせ 国民年金課 ☎(866)2097